

群馬大学大学院医学系研究科附属薬剤耐性菌実験施設規程

平成16. 4. 1
制 定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学院医学系研究科附属薬剤耐性菌実験施設（以下「実験施設」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 実験施設は、種々の病原菌を用い、疫学、生化学及び分子遺伝学的方法をもって、薬剤耐性菌についての基礎的及び応用的課題を解明するとともに、薬剤耐性菌の収集・保存及び配布することを目的とする。

(施設長)

第3条 実験施設に施設長を置く。

2 施設長は、実験施設を代表し、施設に関する業務を掌理する。

3 施設長の選考については、別に定める。

(事 務)

第4条 実験施設の運営に関する事務は、学務課において処理する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。